



福岡医発第 2630 号 (地)
令和 2 年 1 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、「医師法施行規則等の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省令第 79 号)が令和元年 12 月 13 日付けで公布され、同年 12 月 14 日から施行されたことから、別添のとおり、厚生労働省医政局長、並びに同省医薬・生活衛生局長の連名にて各都道府県知事宛に通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

本件は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号)において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定に改正されたことに伴い、同法により改正された法律において省令に委任された医師免許、歯科医師免許、薬剤師免許等に係る届出規定を厚生労働省令で整備する等の必要があるため、所要の改正を行うものであり、改正の内容等については、別紙の厚生労働省通知のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

日医発第 982 号（法安 170）（地 371）
令和 2 年 1 月 6 日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

今般、「医師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 79 号）が令和元年 12 月 13 日付けで公布され、同年 12 月 14 日から施行されたことから、別添のとおり、厚生労働省医政局長、並びに同省医薬・生活衛生局長連名にて各都道府県知事宛に通知が出され、本会に対しても通知がなされました。

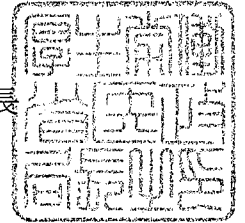
本件は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定が、心身の故障等の状況を個別、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定に改正されたことに伴い、同法により改正された法律において省令に委任された医師免許、歯科医師免許、薬剤師免許等に係る届出規定を厚生労働省令で整備する等の必要があるため、所要の改正を行うものであり、改正の内容等については、別紙の厚生労働省通知のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下医師会、及び関係医療機関への周知方、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

医政発 1 2 1 9 第 7 号
令和元年 12 月 19 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 79 号。以下「改正省令」という。）については、本年 12 月 13 日付けで公布され、令和元年 12 月 14 日から施行されることとされている。

改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に周知願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（以下「絶対的欠格条項」という。）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定に改正されることとなった。

成年被後見人法の施行に伴い、同法により改正された法律において省令に委任された届出規定を厚生労働省令で整備する等の必要があるため、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

（1）医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）関係

- ① 絶対的欠格条項の削除に伴い、医師免許の申請に係る添付書類として、「後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面」を不要とすること。（医師法施行規則第 1 条の 3 第 2 項関係）
- ② 成年被後見人法により改正された医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 8 条において、厚生労働省令で定めることとされた、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった旨の届出規定を定めること。（医師法施行規則第 3 条の 3 関係）
- ③ 医師免許の申請書について、所要の改正を行うこと。（医師法施行規則第一号書式）

④ その他所要の改正を行うこと。

(2) 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 202 号）関係

- ① 絶対的欠格条項の削除に伴い、歯科医師免許の申請に係る添付書類として、「後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面」を不要とすること。（歯科医師法施行規則第 1 条の 3 第 2 項関係）
- ② 成年被後見人法により改正された歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 8 条において、厚生労働省令で定めることとされた、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった旨の届出規定を定めること。（歯科医師法施行規則第 3 条の 3 関係）
- ③ 歯科医師免許の申請書について、所要の改正を行うこと。（歯科医師法施行規則第一号書式）
- ④ その他所要の改正を行うこと。

(3) 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）関係

- ① 絶対的欠格条項の削除に伴い、薬剤師免許の申請に係る添付書類として、「後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面」を不要とすること。（薬剤師法施行規則第 1 条第 2 項関係）
- ② 成年被後見人法により改正された薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 10 条において、厚生労働省令で定めることとされた、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった旨の届出規定を定めること。（薬剤師法施行規則第 3 条の 3 関係）
- ③ 薬剤師免許の申請書について、所要の改正を行うこと。（薬剤師法施行規則様式第一）
- ④ その他所要の改正を行うこと。

(4) その他

所要の改正を行うこと。

第 3 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす。
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第 4 施行期日

令和元年 12 月 14 日（成年被後見人法施行の日（公布の日から起算して 6 か月を経過した日））

(参考)

○別添 医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 79 号）

○厚生労働省令第七十九号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(医師免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) (削る) 三 (略) 3・4 (略) (医籍の抹消の申請手続) 第三条の二 法第七条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該医師から法第四条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 第三条の三 医師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該医師が精神の機能の障害を有する状態となり医師の業務の継続が著しく困難となつたときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師	(医師免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十條第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面 四 (略) 3・4 (略) (医籍の抹消の申請手続) 第三条の二 法第七条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該医師から法第四条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 (新設)

の診断書を添付しなければならない。

(個別研修計画書)

第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七条の第二項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

(個別研修修了報告書)

第十条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

(個別研修計画書)

第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七条の第二項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

(個別研修修了報告書)

第十条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

第一号書式を次のように改める。



厚生労働省記入欄	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい)

医師免許申請書

平成令和		年		月	施行	第			回	医師国家試験合格	受験地		受験番号					受験地コード		
------	--	---	--	---	----	---	--	--	---	----------	-----	--	------	--	--	--	--	--------	--	--

1～4の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1. 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)

有・無

2. 医事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)

有・無

3. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有・無

4. 旧姓併記の希望の有無。

有・無

上記により、医師免許を申請します。

年 月 日

本籍 (国籍)	都道府県
------------	------

住所	〒 都道府県
----	--------

電話	()
----	-----

ふりがな	(氏)	(名)	印
氏名			
	(旧姓)		
通称名			

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 西暦									年					月					日
------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県コード	

第五号書式(裏面) 中「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「前条第3号」を「前条第3号」に改める。

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(歯科医師免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) (削る) 三 (略) 3・4 (略) (歯科医籍の抹消の申請手続) 第三条の二 法第七条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る歯科医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該歯科医師から法第四条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により歯科医籍の登録の抹消を申請する場合には、法第四条第一号又は第二号に該当することに關する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 第三条の三 歯科医師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該歯科医師が精神の機能の障害を有する状態となり歯科医師の業務の継続が著しく困難となつたときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を	(歯科医師免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十條第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面 四 (略) 3・4 (略) (歯科医籍の抹消の申請手続) 第三条の二 法第七条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る歯科医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該歯科医師から法第四条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により歯科医籍の登録の抹消を申請する場合には、法第四条第一号又は第二号に該当することに關する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 (新設)

記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(個別研修計画書)

第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七条の第二項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

(個別研修修了報告書)

第十条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

四 (略)

(個別研修計画書)

第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七条の第二項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

(個別研修修了報告書)

第十条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

四 (略)

第一号書式を次のように改める。



厚生労働省記入欄	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙欄
(収入印紙は消印しないで下さい)

歯科医師免許申請書

平成		年		月施行	第		回	歯科医師国家試験合格	受験地		受験番号					受験地コード		
----	--	---	--	-----	---	--	---	------------	-----	--	------	--	--	--	--	--------	--	--

1～4の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1. 罰金以上の刑に処せられたことの有無。（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）

有・無

2. 医事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。（有の場合、違反の事実及び年月日）

有・無

3. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。（有の場合、出願時の本籍又は氏名）

有・無

4. 旧姓併記の希望の有無。

有・無

上記により、歯科医師免許を申請します。

年 月 日

本籍 (国籍)	都道府県
------------	------

住所	〒	都道府県
電話	()	

ふりがな	(氏)	(名)	印
氏名			
	(旧姓)		
通称名			

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 西暦									年					月					日
------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県コード	

第五号書式(裏面) 中「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「前条第3号」を「前条第3号」に改める。

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(免許の申請手続) 第一条 (略) 2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) (削る) 三 (略) 3 (略) (薬剤師名簿の消除の申請手続) 第三条の二 法第八条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第八条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該薬剤師から法第五条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請する場合には、法第五条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 第三条の三 薬剤師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該薬剤師が精神の機能の障害を有する状態となり薬剤師の業務の継続が著しく困難になったときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載し	(免許の申請手続) 第一条 (略) 2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十條第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面 四 (略) 3 (略) (薬剤師名簿の消除の申請手続) 第三条の二 法第八条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該薬剤師から法第五条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請する場合には、法第五条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 (新設)

た医師の診断書を添付しなければならない。

(個別研修計画書)

第七条の四 倫理研修又は技術研修(集合研修等を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第八条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日
(法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

(個別研修修了報告書)

第七条の五 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日
(法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

(個別研修計画書)

第七条の四 倫理研修又は技術研修(集合研修等を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第八条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日
(法第八条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

(個別研修修了報告書)

第七条の五 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日
(法第八条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 五 (略)

2 4 (略)

様式第一を次のように改める。



収入
印紙

1 年 月施行第 回薬剤師国家試験合格
(受験地)合格証書番号第 号

3 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行つたことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)

上記により、薬剤師免許を申請します。

本 籍(国籍)
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟ (男・女)
年 月 日生
電 話 ()

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 領収証書は、裏面に貼ること。
- 5 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第十（裏面）中「第8条第2項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部改正）

第二条 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省

令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七條第四項、第十項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七條第四項、第十項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十二項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三三號）第十五條第三項、第九項（同法第十五條の二第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十一項又は薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六號）第八條第五項、第十一項（同法第八條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十三項の規定により都道府県知事又は医道審議会の委員（第六條において「都道府県知事等」という。）が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、この省令の定めるところによる。 (準用) 第三条 厚生労働省聴聞手続規則（平成十二年厚生省・労働省令第三号）第三条から第十三条までの規定は、都道府県知事が行う意見の聴取の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同令第三条中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同令第四条、第六条、第七條第二項、第十条及び第十三條中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同令第四条第一項中「法」とあるのは「医師法第七條第五項、歯科医師法第七條第五項、保健師助産師看護師法第十五條第四項又は薬剤師法第八條第六項において読み替えて準用する行政手続法（平成五年法律第八十八號。以下「法」という。）」と、同条第三項並びに同令第五条第一項、第六条第一項及び第三	(趣旨) 第一条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七條第五項、第十一項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七條第五項、第十一項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十三項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三三號）第十五條第三項、第九項（同法第十五條の二第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十一項又は薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六號）第八條第六項、第十二項（同法第八條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四項の規定により都道府県知事又は医道審議会の委員（第六條において「都道府県知事等」という。）が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、この省令の定めるところによる。 (準用) 第三条 厚生労働省聴聞手続規則（平成十二年厚生省・労働省令第三号）第三条から第十三条までの規定は、都道府県知事が行う意見の聴取の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同令第三条中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同令第四条、第六条、第七條第二項、第十条及び第十三條中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同令第四条第一項中「法」とあるのは「医師法第七條第六項、歯科医師法第七條第六項、保健師助産師看護師法第十五條第四項又は薬剤師法第八條第七項において読み替えて準用する行政手続法（平成五年法律第八十八號。以下「法」という。）」と、同条第三項並びに同令第五条第一項、第六条第一項及び第三

項、第七条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条中「法」とあるのは「医師法第七条第五項、歯科医師法第七条第五項、保健師助産師看護師法第十五条第四項又は薬剤師法第八条第六項において読み替えて準用する法」と、同令第八条第一項本文中「法」とあるのは「医師法第七条第五項、歯科医師法第七条第五項、保健師助産師看護師法第十五条第四項又は薬剤師法第八条第六項において準用する法」と、同項ただし書中「法第二十二條第二項（法第二十五條後段において準用する場合を含む。）」とあるのは「医師法第七条第五項、歯科医師法第七条第五項、保健師助産師看護師法第十五条第四項若しくは薬剤師法第八条第六項において読み替えて準用する法第二十二條第二項又は医師法第七条第八項、歯科医師法第七条第八項、保健師助産師看護師法第十五条第七項若しくは薬剤師法第八条第九項において準用する法第二十二條第二項本文」と、同令第十二條第一項第四号及び第六号中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同令第十三條第一項中「法」とあるのは「医師法第七条第五項、歯科医師法第七条第五項、保健師助産師看護師法第十五条第四項又は薬剤師法第八条第六項において準用する法」と読み替えるものとする。

（聴取書及び報告書の記載事項）

第六条 聴取書には、次に掲げる事項（医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合においては第三号に掲げる事項を、医師法第七条第十一項（同条第十二條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十一項（同条第十二條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十項（同条第十一條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第十五條の二第七項で準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十二項（同条第十三條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の通知

項、第七条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条中「法」とあるのは「医師法第七条第六項、歯科医師法第七条第六項、保健師助産師看護師法第十五条第四項又は薬剤師法第八条第七項において読み替えて準用する法」と、同令第八条第一項本文中「法」とあるのは「医師法第七条第六項、歯科医師法第七条第六項、保健師助産師看護師法第十五条第四項又は薬剤師法第八条第七項において準用する法」と、同項ただし書中「法第二十二條第二項（法第二十五條後段において準用する場合を含む。）」とあるのは「医師法第七条第六項、歯科医師法第七条第六項、保健師助産師看護師法第十五条第四項若しくは薬剤師法第八条第七項において読み替えて準用する法第二十二條第二項又は医師法第七条第九項、歯科医師法第七条第九項、保健師助産師看護師法第十五条第七項若しくは薬剤師法第八条第十項において準用する法第二十二條第二項本文」と、同令第十二條第一項第四号及び第六号中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同令第十三條第一項中「法」とあるのは「医師法第七条第六項、歯科医師法第七条第六項、保健師助産師看護師法第十五条第四項又は薬剤師法第八条第七項において準用する法」と読み替えるものとする。

（聴取書及び報告書の記載事項）

第六条 聴取書には、次に掲げる事項（医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合においては第三号に掲げる事項を、医師法第七条第十二項（同条第十三條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十二項（同条第十三條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十項（同条第十一條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第十五條の二第七項で準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十三項（同条第十四條後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の通知

を受けた者（以下この条において「弁明者」という。）及びその代理人が弁明の聴取の日時に出席しなかった場合においては第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）がこれに記名押印しなければならない。

一〇七（略）

2 医師法第七条第十四項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第十四項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十三項（同法第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十五項（同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の報告書には、都道府県知事等が記名押印しなければならない。この場合において、都道府県知事等は、弁明の聴取の対象である処分についての意見があるときは、当該報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇三（略）

を受けた者（以下この条において「弁明者」という。）及びその代理人が弁明の聴取の日時に出席しなかった場合においては第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）がこれに記名押印しなければならない。

一〇七（略）

2 医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十三項（同法第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十六項（同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の報告書には、都道府県知事等が記名押印しなければならない。この場合において、都道府県知事等は、弁明の聴取の対象である処分の決定についての意見があるときは、当該報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇三（略）

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



様式第一号（第四条第一項及び第五条第一項関係）

写 真 photo 40mm×30mm	収 入 印 紙 欄 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨床修練／臨床教授等許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

目 的／Purpose		☐ 臨床修練／Advanced clinical training ☐ 臨床教授／Clinical teaching ☐ 臨床研究／Clinical research			
国 籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month	日 Day
氏 名 Name	原語表記 in the original letters				
	英語表記 in English				
	日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana				
性 別／Sex		☐ 男／Male ☐ 女／Female			
出生地／Place of birth					
本国における居住地 Home town/city					
日本における居住地 Address in Japan					
電話番号／Telephone No.					
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		☐ 帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work _____ ☐ その他／others (_____)			

様式第二号を次のように改める。



写 真 photo 40mm×30mm	収 入 印 紙 欄 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨 床 修 練 ／ 臨 床 教 授 等 許 可 更 新 申 請 書
APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING
／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可の有効期間の更新を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners’ Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

許可番号 Permission No.		許 可 年 月 日 Date of permission	年 月 日 Year Month Day
目 的／Purpose		☐ 臨床修練／Advanced clinical training ☐ 臨床教授／Clinical teaching ☐ 臨床研究／Clinical research	
国 籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
氏 名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana		
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号／Telephone No.			
更新の理由 Reason for renewal			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		☐ 帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work _____ ☐ その他／others ()	

